

特定募集情報等提供事業概況報告書の誤りの多い記載欄

- ・ 特定募集情報等提供事業者は、毎年8月31日までに、当該年の6月1日時点における事業の実施状況について、特定募集情報等事業概況報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないこととされています。
- ・ 各事業者様から事業概況報告書の提出を受けていますが、以下の記載欄で誤りが多く見られることから、記載に当たってご留意が必要なポイントをお示いたします。

ご留意が必要なポイント

様式第8号の6（第2面）「Ⅱ 6月1日現在の状況報告」

- 「1 労働者の募集に関する情報を提供している場合」の欄（⑩欄・⑪欄）は、職業安定法第4条第6項に掲げる行為（⑧欄にチェックしたもの）のうち「第1号」又は「第2号」に該当するサービスについて記載してください。

※第1号・第2号のサービスを提供していない場合は記載不要です。

- 「2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合」の欄（⑬欄・⑭欄）は、職業安定法第4条第6項に掲げる行為（⑧欄にチェックしたもの）のうち「第3号」又は「第4号」に該当するサービスについて記載してください。

※第3号・第4号のサービスを提供していない場合は記載不要です。

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1 労働者の募集に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑩ 労働者の募集に関する情報の概数	⑪ 情報を収集している労働者になろうとする者に関する情報の概数
-----------------	-------------------	---------------------------------

- ⑩・⑪欄には、⑧欄にチェックを付けた「第1号」又は「第2号」に該当するサービスについて記載。
- ⑩欄には「求人情報件数」の概数を記載。
(求人企業数ではないことに注意)

2 労働者になろうとする者に関する情報を提供している場合

⑦ 提供する主なサービスの名称	⑬ 労働者になろうとする者に関する情報の概数	⑭ 労働者になろうとする者に関する情報の提供先の概数
-----------------	------------------------	----------------------------

- ⑬・⑭欄には、⑧欄でチェックを付けた「第3号」又は「第4号」に該当するサービスについて記載。
- ⑭欄には第3号又は第4号サービスを利用する「求人企業数」の概数を記載。
(求人情報件数ではないことに注意)



記載に不備や不足のある場合は再提出を依頼することがあります。同封の記載要領を必ずご確認の上、記載をお願いします。